

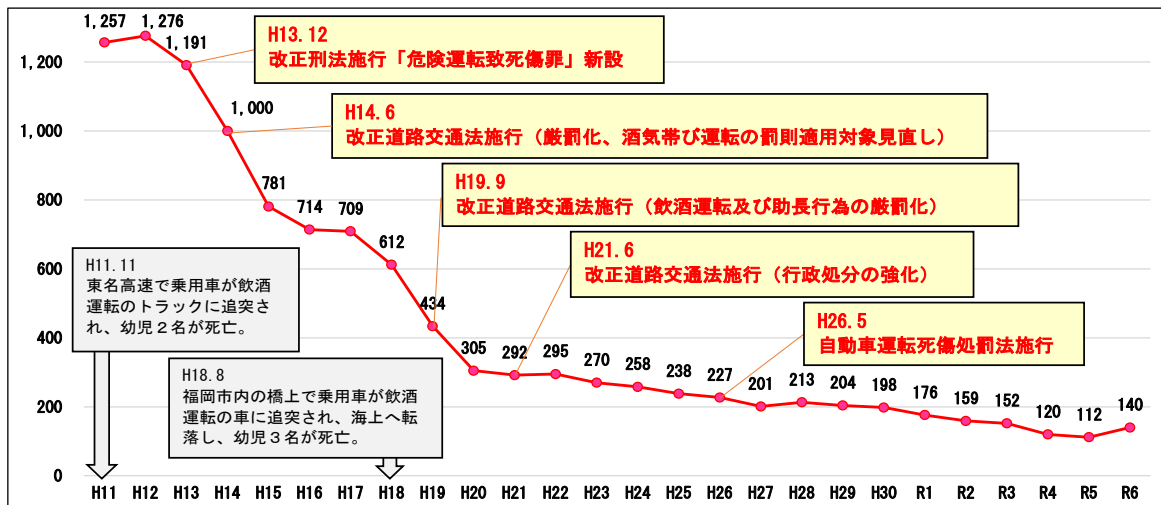
飲酒運転は絶対にしない！させない！

～飲酒運転は犯罪です～

令和7年7月
交通企画課

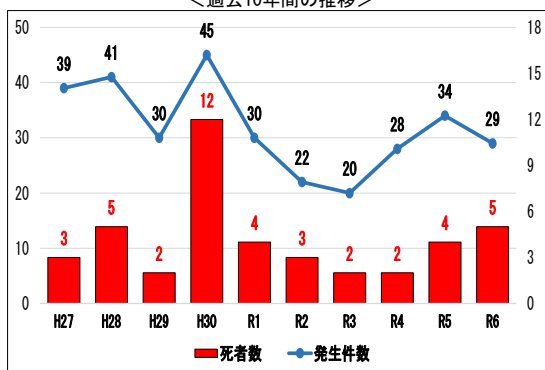
1 国内の飲酒運転による死亡事故発生件数の推移（警察庁統計）

※飲酒運転…第1当事者原付以上、飲酒あり



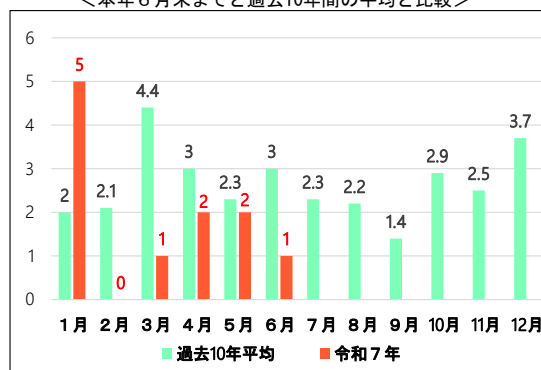
2 県内の飲酒運転による交通事故発生状況

＜過去10年間の推移＞



3 県内の飲酒運転による交通事故の月別発生状況

＜本年6月末までと過去10年間の平均と比較＞

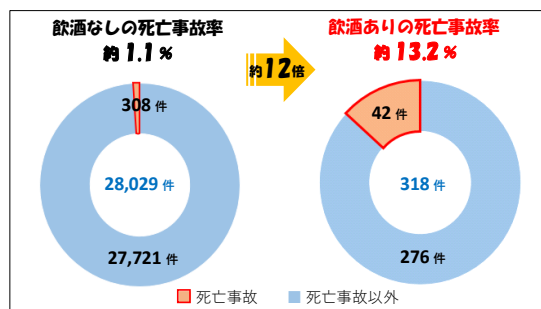


4 県内の飲酒の有無による死亡事故率の比較

青森県内において過去10年間に発生した、第1当事者が原付以上の交通事故で、飲酒運転による死亡事故率は、飲酒なしの死亡事故率と比較して

約12倍

と非常に高くなっており、飲酒運転が死亡事故に直結する危険性が高いことを示しています。



令和6年11月1日～「自転車の酒気帯び運転」厳罰化！

自転車の飲酒運転については、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、「酒気帯び運転」にも罰則が適用されるようになりました。飲酒後は、自動車・自転車を絶対に運転しないでください！

酒酔い運転		酒気帯び運転	
35点	基礎点数		呼気中アルコール濃度
		25点	0.25mg/ℓ以上
		13点	0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満
		3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	
		2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金		3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金		2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	